

○通信指令技能指導員等運用要綱の制定について(通達)

(平成 21 年 8 月 4 日岡通指第 123 号)

改正 平成 23 年 1 月岡通指第 2 号 平成 24 年 3 月岡務第 287 号

各部長

首席監察官

各統括官

各所属長

警察事象の多様化及びスピード化を受けて初動警察の困難性が増す中で、その要たる通信指令の強化を図ることが喫緊の課題である。このため、初動警察における迅速かつ的確な通信指令技能の向上を図るとともに、通信指令技能の伝承により通信指令業務を担う人材を計画的に育成するため、別添のとおり通信指令技能指導員等運用要綱を制定したので、その効果的な運用に努められたい。

別添

通信指令技能指導員等運用要綱

第 1 目的

この要綱は、通信指令業務に関し、卓越した技能又は知識(以下「技能等」という。)を有する警察官を通信指令技能指導員(以下「技能指導員」という。)及び通信指令準技能指導員(以下「準技能指導員」という。)に指定し、その技能等を活用することにより、初動警察における迅速かつ的確な通信指令技能の向上を図ることを目的とする。

第 2 職務

1 技能指導員は、所属(地域部通信指令課(以下「通信指令課」という。)、警察本部関係所属及び警察署をいう。以下同じ。)に勤務する警察官の中から地域部長が指定するものとし、通信指令業務に関する技能等の向上を図るため、次に掲げる職務を行うものとする。

(1) 自所属における次に掲げる事項に係る指導教養

ア 事件事故通報及び緊急通報の受理要領

イ 現場情報の収集及び緊急速報の要領

ウ 事件性及び応援の必要性の判断

エ 無線通信機器の操作要領

オ その他通信指令業務に関する技能等の向上に必要と認められる事項

(2) 他の所属からの派遣要請に基づく指導教養

(3) 警察学校又は通信指令課が主催する会議等における指導教養

(4) 各種教養資料、業務マニュアル等の作成

- 2 準技能指導員は、所属の長(以下「所属長」という。)が指定するものとし、所属職員の通信指令業務に関する技能等の向上を図るため、次に掲げる職務を行うものとする。
 - (1) 通信指令現場における実戦的な指導教養
 - (2) 通信指令に関する集合教養、勉強会等の開催による指導教養

第3 選考基準

- 1 技能指導員は、警部補又は巡査部長の階級にある警察官で、次に掲げる基準のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 経験豊富で指導員として卓越した技能等及び指導力を有する者であること。
 - (2) 原則として、通信指令課における通信指令業務の従事経験を有する者であること。
 - (3) 岡山県警察通信指令技能検定実施要綱の制定について(通達)(平成22年7月1日岡通指第106号、岡地第268号、岡教第487号例規。以下「技能検定実施要綱」という。)に定める通信指令技能検定上級を取得していること。
- 2 準技能指導員は、原則として、警部補又は巡査部長の階級にある警察官で、次に掲げる基準のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 経験豊富で指導員として卓越した技能等及び指導力を有する者であること。
 - (2) 技能検定実施要綱に定める通信指令技能検定初級を取得していること。

第4 指定及び解除の手続

1 技能指導員

- (1) 所属長は、技能指導員として適格性が認められる警察官を*通信指令技能指導員推薦書(様式第1号)により、地域部通信指令課長(以下「通信指令課長」という。)を経由して地域部長に推薦するものとする。
- (2) 地域部長は、所属長が推薦した者の中から適任者を技能指導員に指定し、指定した者に*通信指令技能指導員指定書(様式第2号)を交付するものとする。この場合、通信指令課長は*通信指令技能指導員名簿(様式第3号)に登載するものとする。
- (3) 技能指導員の指定期間は2年とする。ただし、再指定を妨げない。
- (4) 地域統括官は、技能指導員が次のいずれかに該当する場合は、指定を解除するものとする。
 - ア 警部に昇任したとき。
 - イ 他の所属に配置換となったとき。
 - ウ 技能指導員としての職務の遂行に支障が生ずると認められる事由が生じたとき。
- (5) 通信指令課長は、指定が解除されたときは、通信指令技能指導員名簿から該当者を削除するものとする。
- (6) 技能指導員の指定の解除は、所属長を通じて該当者に通知するものとする。

2 準技能指導員

- (1) 所属長は、準技能指導員として適格性が認められる警察官を*通信指令準技能指導員報告書(様式第4号)により、通信指令課長を経由して地域部長に報告し、その

事前の承認を得て指定するとともに、指定した者に*通信指令準技能指導員指定書(様式第5号)を交付するものとする。この場合、通信指令課長は*通信指令準技能指導員名簿(様式第6号)に登載するものとする。

(2) 準技能指導員の指定期間は技能指導員に準ずる。

(3) 所属長は、準技能指導員が1の(4)のいずれかに該当する場合は、通信指令課長を経由して地域部長の承認を得た上で、その指定を解除するものとする。この場合、通信指令課長は通信指令準技能指導員名簿から該当者を削除するものとする。

第5 技能指導員の派遣

1 所属長は、他の所属の技能指導員による指導教養を行おうとする場合は、*通信指令技能指導員派遣要請書(様式第7号)により、通信指令課長を経由して地域部長に派遣を要請するものとする。

2 地域部長は、技能指導員の派遣の要請を受けたときは、その技能指導員の所属長に派遣を求めるものとする。

3 通信指令課長は、警察学校における教養又は通信指令課主催の会議等において技能指導員による指導教養を行おうとする場合は、地域部長の承認を得て、所属長に派遣を要請するものとする。

第6 報告

1 所属長は、技能指導員等の活動状況について、*通信指令技能指導員等活動結果報告書(様式第8号)により、四半期ごとに通信指令課長を経由して地域部長に報告するものとする。

2 所属長は、特に指導教養の効果があつた事例については、*通信指令技能指導員等活動事例報告書(様式第9号)により、その都度、通信指令課長を経由して地域部長に報告するものとする。

第7 文書の保存

文書の保存は、次の表のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
通信指令技能指導員推薦書	通信指令課	3年
通信指令技能指導員名簿	通信指令課	3年
通信指令準技能指導員報告書	通信指令課	3年
通信指令準技能指導員名簿	通信指令課	3年
通信指令技能指導員派遣要請書	通信指令課	1年
通信指令技能指導員等活動結果報告書	通信指令課	1年
通信指令技能指導員等活動事例報告書	通信指令課	1年